

東三河地域活力創出事業費  
東京圏における東三河農林水産業に係る関係人口創出事業委託業務 基本仕様書

## 1 事業名

東京圏における東三河農林水産業に係る関係人口創出事業委託業務

## 2 事業目的

東三河ビジョン協議会<sup>\*1</sup>では、「東三河振興ビジョン 2030」2026 年度重点プロジェクト<sup>\*2</sup>として、「意欲ある人の創出」と「人に代わる力の導入や合理化」の両面から東三河地域<sup>\*3</sup>の地域課題にアプローチし、課題解決に向けた取り組みを実施することで、人口減少に向き合い、誰もが活躍できる活力ある東三河を目指すとしている。

東三河地域は、全国有数の農産地でもあると共に、STATION Ai の愛知県初のパートナー拠点である「東三河スタートアップ推進協議会」が設置されるなどスタートアップ支援の環境が整っている。そのため、東三河地域のポテンシャルの P R や首都圏と東三河地域との関係性構築のきっかけの場となるセミナーや交流会を東京圏で開催し、東三河地域における農業系スタートアップ、企業の創出や呼び込みを図ることによる意欲ある関係人口、移住・定住の創出及び農林水産業の振興を目的とする。

<sup>\*1</sup> 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

<sup>\*2</sup> 重点プロジェクトとは、新たに広域的課題への対応を強化するため、東三河ビジョン協議会構成団体が協働して取り組む具体的事業。2026 年度テーマは、「楽しく住み続けられる地域生活圏の形成に向けて～人口減少に向き合い、活力ある東三河～」

<sup>\*3</sup> 東三河地域とは、愛知県東部の 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

## 3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

## 4 事業内容

首都圏のスタートアップ企業や農業系大学の学生等を対象として、東三河地域のスタートアップ推進体制や農業環境などを PR し、東三河地域における農業系スタートアップ、企業の創出や呼び込みを図るためのイベントを実施する。イベント実施後には、参加者のマッチング状況等の継続的な確認などフォローアップを行う。

なお、「東三河関係人口、移住・定住の創出による人材確保事業」、「東三河地域の次世代担い手発掘・農業イノベーション創出事業」受託事業者と連携して、効果的に事業を実施すること。

## 5 委託業務の内容

首都圏において東三河地域の持つポテンシャルをPRするとともに、東三河地域において新たなイノベーションを創出するため、下記の事項を踏まえたマッチングイベントを1回以上開催する。イベントの開催にあたっては、東三河地域の知名度向上に努めるとともに、来場者以外の企業等にも広く東三河地域の持つポテンシャルを発信すること。また、開催後には、参加者のマッチング状況等の継続的な確認などフォローアップを行うこと。なお、本イベントにかかる一切の経費は委託料の中に含むこととする。

本事業は、国の「地域未来交付金」の活用も想定していることから、同交付金の制度要綱等を理解した上で実施すること。特に個人給付とならないよう留意し、支援対象外経費については、本委託業務外で対応すること。（例：食材費は、参加者から徴収する。食材を協力者から別途提供を受ける。など）

### （1）企画・運営

- ・イベントは2部制とし、以下の内容とすること。

第1部：東三河で活動しているスタートアップや企業等による取組や地域のPR

第2部：首都圏の参加者が東三河地域のポテンシャルを体感できる交流会

- ・イベントには東三河8市町村の特産品を使い、農産としての地域の優位性を強くアピールすることで東三河地域の農林水産業のポテンシャルをPRすること。
- ・主要ターゲットは首都圏のスタートアップ・企業の経営者やビジネスパーソン、起業を志す学生等とすること。
- ・イベント出演者等との出演交渉、日程調整等を行うこと。
- ・開催場所はターゲット層が集まりやすい会場を手配すること。
- ・イベントの参加人数は100人程度とすること。
- ・開催時期は県と協議の上決定する。なお、アジア・アジアパラ競技大会開催期間を避けること。

### （2）周知及び集客

- ・C I C T o k y o やT I B、大学機関など首都圏でターゲットが集まる組織、場所で周知を行い、効果的に集客を行うこと。

### （3）アンケート調査

- ・イベント開催前後における東三河地域への関心度を把握するため、参加者に対するアンケート調査を実施すること。
- ・アンケートの作成にあたっては、県と内容を十分に調整すること。
- ・アンケート結果について、東三河地域における関係人口創出の手法としての効果等について分析し、県に報告すること。

### （4）フォローアップ

- ・アンケート調査と合わせ、参加者のマッチング状況について継続的に確認し、随時県に報告すること。

- ・マッチングによる共創や、東三河地域への進出、起業等に向けて支援を行うとともに、進捗を隨時県に報告すること。必要がある場合は、県と協議の上、支援を行うこと。

## 6 成果物

### 業務報告書

- (1) 事業実施報告書（A4判縦） 5部
- (2) 上記の電子データ（県が指定する形式で作成すること） 1式
- (3) その他、県が指示したもの

## 7 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 本業務については、国の地域未来交付金を活用する業務であることから、その趣旨に基づき実施にあたること。また、本業務に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。
- (12) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (13) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。